

総会

配布：一般

2016年4月8日

原文：英語

人権理事会

第31会期

議事日程議題4

2016年3月23日に人権理事会により採択された決議

31/17. シリア・アラブ共和国における人権状況

人権理事会は、

国際連合憲章に基づき、

シリア・アラブ共和国に関する全ての従前の人権理事会諸決議を再確認し、

2016年2月26日の安保理決議2268(2016)の安全保障理事会による採択を歓迎し、

シリア・アラブ共和国の主権、独立、統一および領土保全の十分な尊重に対するその強い公約を再確認し、

シリア当局が、シリア住民を保護するその責任を果たすことを要求し、

人権状況の深刻な悪化および国際人道法に違反して、文民そのものを無差別にまたは故意に標的とすること、並びに宗派間の緊張を扇動する暴力行為を非難し、

人道に対する罪と戦争犯罪がシリア・アラブ共和国において犯されてきたらしいという事務総長、国際連合人権高等弁務官により為された声明を想起し、

市民的、政治的、経済的、社会的および文化的権利の享受に関する制限についての世間一般の不満の表明の真っ最中に、文民の抗議者が 2011 年 3 月にダラアで怒りを爆発させたことを想起し、そして文民の直接砲撃に後に段階的に拡大した、シリア当局による文民抗議者の過度なまた暴力的な抑圧が、武力を使った暴力と過激主義者集団を煽ったことに留意し、

シリア・アラブ共和国に関する国際独立調査委員会の調査結果、およびシリア当局により投獄された人の拷問と処刑に関する 2014 年 1 月の「シーザー」報告書により示された証拠に基づく拷問と処刑の申立にその深い懸念を表明し、そしてそのような申立と同様の証拠が、集められ、調査されそして将来の説明責任の努力のために利用可能とされる必要性を強調し、

シリア当局が、政策の問題として一般住民に対する強制失踪と広範な攻撃を実施してきたという調査委員会の意見に留意し、

シリア・アラブ共和国における恣意的な拘禁と強制失踪が、武装集団を支援するかまたは政府に対する忠誠が十分でないと信じられる共同体若しくはその他の紛争の当事者に属する人々を益々標的としてきたこと、そしてそのことが被害者およびその家族に精神的な痛手となる影響を与えてきたこと、を認識し、

調査委員会とのシリア当局による協力が無いことを憂慮し、

シリア担当事務総長特使の外交的努力に対する十分な支持を表明し、そして政治的解決に関する迅速な進展が、女性を含むシリア社会のあらゆる階層による十分なまた意味のある参加を含みそして 2015 年 12 月 18 日の安全保障理事会決議 2254 (2015) に適合して、シリア・アラブ共和国における状況を平和的に解決する唯一の持続可能な方法を示していることを強調し、

女性と女兒の必要性を強調しそして紛争解決と平和構築におけるその役割を促進するジェンダー平等と女性の地位と能力の向上のための国際連合機関の取組を歓迎し、

国際人権法の違反と侵害並びに国際人道法違反を、深刻な危険にもかかわらず、文書として残すためにシリア・アラブ共和国で活動している人権擁護者による現行の取組を認め、

1. シリア・アラブ共和国における敵対行為の停止を歓迎し、シリア・アラブ共和国における敵対行為の停止の全ての当事者が、自らの公約を遂行することを要求し、そして全ての加盟国、特に国際シリア支援グループの加盟国に対し、これらの公約の遂行を確実にするため、シリア・アラブ共和国における紛争に対する政治的解決を達成するためにそして組織的な、広範なまた甚だしい人権違反と侵害並びに人道法の違反に終わりをもたらしするために不可欠である、恒久的且つ永続する停戦のための条件を創り出す取組を支援するため、敵対行為の停止の当事者に対する自らの影響力を使うことを促す。

2. シリア・アラブ共和国に関する国際独立調査委員会の活動をまた歓迎し、そして調査委員会の活動の重要性と将来の説明責任努力を支援してそれが集めた情報、とりわけ国際法に違反したと主張しているものに関する情報に留意する。

3. シリア・アラブ共和国全土の直ぐの、完全なそして拘束を受けないアクセスを認めることにより、シリア当局が、人権理事会および調査委員会と十分に協力することを要求する。

4. シリア・アラブ共和国において 2011 年 3 月以降の全ての主張された国際人権法の違反と侵害を調査するため、事実と状況を確認しそして人道に対する罪に責任を有する可能性がある者を含む、侵害や違反の実行者が責任を問われることを確実にするため、2011 年 8 月 23 日の人権理事会決議 S-17/1 で同理事会により設立された調査委員会の職務権限を 1 年の間延長することを決定する。

5. 調査委員会に対し、人権理事会の第 32 会期の双方向対話の期間中に口頭の最新情報を提供することまた第 33 および 34 会期の双方向対話の期間中に書面による最新情報を提出することを要請する。

6. シリア当局および外国人テロ戦闘員並びにシリア当局のために闘っている外国組織のもの、

とりわけヒズブッラーを含む協力関係にある民兵による人権の継続した組織的な、広範なそして甚だしい違反と侵害並びに国際人道法のあらゆる違反を強く非難し、またその関与が、同地域に関する重大な悪影響を有する、人権および人道状況を含むシリア・アラブ共和国における悪化している状況をさらに悪化させていることに深い懸念を表明する。

7. 2016年2月27日に発効した敵対行為の停止を維持する取組のおよび人道援助の提供の重要性、並びに2014年9月24日の2178(2014)、2015年2月12日の2199(2015)、2015年11月20日の2249(2015)、2015年12月17日の2253(2015)、2254(2015)および2268(2016)の安保理諸決議の完全履行の重要性を強調する。

8. いわゆるイラクおよびレバントのイスラム国(ダーシュ)、アル・ヌスラ戦線または安全保障理事会により指定されたその他のテロ組織により文民に対して犯されたテロ行為や暴力、および彼らの継続した甚だしい、組織的なまた広範な国際人権法の侵害や国際人道法違反を強く非難し、そしていわゆるイラクおよびレバントのイスラム国(ダーシュ)の行動を含む、テロリズムはいかなる宗教、民族または文明と関連づけることはできずまた関連づけるべきではないことを再確認する。

9. いわゆるイラクおよびレバントのイスラム国(ダーシュ)による女性と子どもの権利の甚だしい且つ組織的な侵害、とりわけ女性と女兒を奴隷にすることと性的虐待、強制失踪並びに子どもの強制勧誘および拉致を最も強い文言で非難する。

10. 女性と子ども、そして障がい者に対するものを含む、国際人権法のあらゆる違反と侵害並びに国際人道法のあらゆる違反を非難し、そして紛争の全ての当事者に対し、一般住民および医療施設と学校そのものに対するものを含む民用物に対する無差別攻撃をしないこと、国際人道法の下での自らの義務を遵守することそして国際人権法を尊重することを促す。

11. 調査委員会の報告書において言及されたそのような行為並びに2014年に「シーザー」により提示された証拠において描写されたものを含む、強制失踪の広範な実行および性的暴力並びに拷問の、特に拘禁センターにおける使用を強く非難し、そのような行為が、国際人権法の違反または侵害若しくは国際人道法の違反を構成する可能性があることに留意し、全ての刑務所および拘禁

施設における医療サービスの拒否を非難し、被害者およびその家族に対する拷問からの永久的損傷を認識し、そして適切な国際監視機関に対し、全ての被拘束者に対する不当な制限なしに直ぐのアクセスが許されることを求めまたシリア当局に対し、全ての拘禁施設の一覧表を発行することを求める。

12. シリア当局および全ての紛争当事者によるあらゆる強制失踪並びに恣意的拘禁をまた強く非難し、そして女性、子ども、人権擁護者、人道援助提供者、メディアの要員およびジャーナリストを含む、恣意的に拘禁されたあらゆる人々の直ぐの解放を要求する。

13. シリア・アラブ共和国における兵器としての、塩素またはその他の化学物質のような有毒化学物質の使用に関与したものを特定するため 2015 年 8 月 7 日の安保理決議 2235 (2015) において安全保障理事会により設立された合同調査メカニズムが、2015 年 11 月に完全に運用可能となったという事実を歓迎し、そしてシリア・アラブ共和国における全ての当事者に対し、合同調査メカニズムおよび化学兵器禁止機関の事実調査団並びに申告状況評価チームに対して、自らの十分な協力を拡大することを求め、またこの文脈において国際人道法の違反に責任を有する者に対する説明責任を求めることの重要性を強調する。

14. シリア・アラブ共和国における兵器としての、塩素のようなあらゆる有毒化学物質のいかなる使用に対する最も強い文言でのその非難をくり返し表明し、そしてシリア・アラブ共和国は、化学兵器を使用し、開発し、生産し、別の方法で取得し、貯蔵しまたは維持し、若しくは他の国家または国家以外の関係者に対し化学兵器を、直接あるいは間接に譲渡しないものとするという安全保障理事会の決定¹を想起する。

15. シリア当局およびその他の全ての紛争当事者に対し、その中で安保理がシリア・アラブ共和国における文民の恣意的拘禁と特に刑務所や拘禁施設における虐待、並びに誘拐、拉致および強制失踪を強く非難しまたこれらの慣行の直ぐの終了を要求した、2014 年 2 月 22 日の安全保障理事会決議 2139 (2014) と 2254 (2015) の効果的な実施を確保することを求める。

16. 戦闘の方法としての文民の飢餓のあらゆる使用および一般住民に対して直接向けられたあ

¹ 安全保障理事会決議 2235 (2015) を参照。

あらゆる包囲を強く非難する。

17. 紛争の結果としての市民生活の構造の破壊を非難し、そして全ての当事者に対し、軍事と民用物を区別する義務を含む、国際法の下での自らの義務を十分に遵守すること、そして、それに応じて、文民を意図的に標的にすることを自制することそして無差別なまた過度な攻撃に終止符を打つことを求める。

18. 弾頭ミサイルと樽爆弾のあらゆる無差別使用を含む、重火器、クラスター弾および空爆のシリア当局の使用および医療施設を含む民間社会資本に対する攻撃をまた非難する。

19. シリア・アラブ共和国で起こっている、戦争犯罪を構成する可能性のある何らかのものを含む、複数の死傷者の事件の数が増えていることを最も強い文言で非難し、そして調査委員会に対し、あらゆるそのような行為を調査し続けることを要請する。

20. 文民の違法な殺害に責任を有する者に対する説明責任を促進する必要性を強調し、そして全ての国際人道法違反および国際人権法の違反と侵害に責任を有する者の責任を問うことの重要性もまた強調する。

21. 宗教的または種族的帰属に基づく全ての人々に対する暴力を強く非難する。

22. 全ての当事者が、種族的、宗教的および宗派の共同体の構成員を含む、文民を保護するためあらゆる適切な措置を講じることを要求し、そして、これに関連して、シリア住民を保護する主要な責任は、シリア当局にあることを強調する。

23. シリア・アラブ共和国の文化的遺産の損害および破壊、並びに安保理決議 2199 (2015) において安全保障理事会により示されたように、その文化的財産の組織的な略奪および取引を強く非難する。

24. シリア・アラブ共和国における住民の報告された強制移送および同国の人口統計学に関する憂慮すべき影響もまた強く非難し、そして関係する全ての当事者に対し、人道に対する罪に相当

する可能性のあるあらゆる活動を含む、これらの行動に関連したあらゆる活動を直ちに止めることを求める。

25. 国際社会に対し、2000年10月31日の1325(2000)、2013年10月18日の2122(2013)および2254(2015)の安保理諸決議において安全保障理事会により想定されたように、シリア・アラブ共和国に対する政治的解決を見つけ出すことを目的としたあらゆる取組における女性の指導力と完全な参加を支援することを求める。

26. 国際刑事裁判所は、国家が調査または起訴を純粹に実行したとしないか若しくはできない場合、そのような犯罪に対する刑事責任の免除を終わらせるのを助けるために設立されたことを想起する。

27. 国際人道法違反または国際人権法の違反や侵害に対して責任を有する全ての者は、適切な、公正且つ独立した国内のまたは国際的な刑事司法制度を通して責任を問われることを確保する必要性を強調し、そして国際刑事裁判所がこれに関連して果たすことができる重要な役割に留意しつつ、この目標に向けた現実的な措置を追求する必要性を強調する。

28. 包括的且つ信頼に足る対話の文脈において、シリア国民が、正義、和解、真理および国際法の甚だしい違反と侵害に対する説明責任を達成するための適切な過程および制度、並びに被害者に対する賠償と効果的な救済を決定すべきであることを再確認する。

29. シリア・アラブ共和国における現行の紛争に対する平和的な結論をもたらすための全ての取組は、和解と持続可能な平和をもたらすための前提条件として同国において犯された犯罪に対する説明責任を確保することの重要性を十分に反映しなければならないことを強調する。

30. ジェンダー、宗教および民族性に関わらず、全ての国民が平等である、市民の、民主的なそして多民族国家に対するシリア国民の合法的憧れ、を満たすシリア危機に対する政治的解決を見出すための国際的努力に対するその公約を再確認する。

31. シリア・アラブ共和国における暴力を逃がっている難民および国内避難民の増えている数に

深い懸念を表明し、シリア難民を受け入れる近隣諸国の取組を歓迎し、そしてそのような諸国における大規模な難民人口の存在の社会経済的結果を認める。

32. シリア・アラブ共和国における悪化している人道状況を憂慮し、そして国際社会に対し、責任分担の原則を強調する一方で、シリア難民の増えている人道的必要性に対応することを受入諸国に可能にするため、緊急の財政支援を提供することを促す。

33. シリア危機により影響を受けた者の当面のまた長期の必要性を満たすための新しい資金調達を工面する、2016年2月4日のロンドン会議を共同主催するグレートブリテン及び北アイルランド連合王国、ドイツ、ノルウェーおよびクウェートの活動を歓迎し、そして国際社会の全ての構成員に対し、シリア人道アピールに迅速に対応することと以前の全ての誓約を果たすことを求める。

34. 2139 (2014)、2014年7月14日の2165 (2014)、2014年12月17日の2191 (2014)、2254 (2015)、2015年12月22日の2258 (2015) および2268 (2016) の安全保障理事会諸決議に従った、国際連合および人道関係者の、辺鄙なまた包囲された地区へを含む、十分な、直ぐのそして安全なアクセスを、シリア当局が助長し、そしてその他の全ての紛争当事者が邪魔しない、ことを要求し、そして加盟国に対し、国際連合アピールに十分に資金提供することを求める。

35. シリア難民を支援しまた受け入れる措置や政策を導入してきた同地域以外の諸国に留意し、そして同諸国に対し、より多くすることを奨励しまた同地域以外のその他の国家に対し、保護と人道援助をシリア難民に与えることをまた目的として、同様の措置や政策を実施することを考慮することを奨励する。

36. シリア・アラブ共和国における紛争に対する政治的解決だけがあり得ることを再確認し、そして紛争の当事者に対し、安全保障理事会諸決議 2254 (2015) と 2268 (2016) に適合して、ジュネーブ・コミュニケに基づく、正真正銘の政治的移行に達するため、人権、治安および人道的状況の継続している悪化の一因となる可能性のある行動を控えることを促す。

37. 全ての当事者が、政府機関の継続性を確保する一方で、相互の同意を基礎として組織されるものとする、十分な行政権限をもった包括的な暫定統治機関の設立を通じたものを含む、ジュネ

ープ・コミュニケの包括的实施に向けて緊急に活動することを要求する。

38. 調査委員会の全ての報告書および口頭の最新情報を、国際連合の全ての関連する機関に伝えることを決定し、総会が適切な行動のために安全保障理事会に報告書を提出することを勧告し、安全保障理事会の理事国に対するその概要説明に対して同委員会に謝意を表明し、そして将来の概況説明の継続を勧告する。

39. この問題に引き続き取り組むこともまた決定する。

第63回会合

2016年3月23日

[27対6、棄権14の記録投票により採択された。投票結果は以下の通り：

賛成：

アルバニア、ベルギー、ボツワナ、コートジボワール、エルサルバドル、フランス、ジョージア、ドイツ、ガーナ、ラトビア、モルディブ、メキシコ、モンゴル、モロッコ、オランダ、パナマ、パラグアイ、ポルトガル、カタール、大韓民国、サウジアラビア、スロベニア、スイス、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、トーゴ、アラブ首長国連邦、グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国

反対：

アルジェリア、ボリビア（多民族国家）、中国、キューバ、ロシア連邦、ベネズエラ（ボリバル共和国）

棄権：

バングラデッシュ、ブルンジ、コンゴ、エクアドル、エチオピア、インド、インドネシア、ケニヤ、キルギスタン、ナミビア、ナイジェリア、フィリピン、南アフリカ、ベトナム]